

講師紹介要領

第1章 総 則

(目 的)

第1条 この要領は、特定非営利活動法人最終処分場技術システム研究協会（以下、「NPO・LSA」という。）における NPO 活動の一環として、各種団体、企業より最終処分場技術に関する講師紹介の依頼を受け、講師を紹介する場合の取扱要領である。

第2章 事務手続き

(受付手続)

第2条 講師紹介の依頼の受付は、事務局が行い事業活性化委員会に通知する。

第3条 事業活性化委員会は、受付帳票に日時、相手先、テーマ、講師名を記録する。（別紙）

(紹介講師の選定)

第4条 講師の候補者は、所属企業の下承と講演が出来る専門分野を予め事業活性化委員会に報告し、事前に登録しておく。また講師の資格は原則として、技術士または博士相当の資格を有する者とする。登録者名は1年毎に更新する。

第5条 紹介講師の選定は、事業活性化委員会で行うが、講師の選定には、機会均等を目標とし、出来る限り紹介講師の重複を避けるものとする。講師紹介者の選定の結果は、応募者、システム活性化部会、及び理事会に報告する。ただし、依頼先から講師を指名された場合は、指名者を優先的に考慮する。

(業務の成果)

第6条 講演に使用した資料は、事務局で1部保管して、会員の閲覧を妨げない。

(経理処理)

第7条 依頼者から、講演に係る費用が当研究協会に支払われる案件は、受託業務として「受託業務規程」に基づき取扱う。

(要領の改廃)

第8条 この要領の改廃は、事業活性化委員会が起案し、理事長が承認する。

付 則 この要領は、平成14年4月24日より施行する。

改定履歴
平成29年9月13日改定
2021年9月16日改定
2022年9月13日改定

講師依頼受付票

受付日時	年 月 日
LSA 受付者	
依頼団体名 団体担当者名 ・ TEL ・ メールアドレス	
依頼内容 ・ 講演会名 ・ 講演テーマ ・ 講師の条件（有れば記載） ・ 開催日時 ・ 開催場所	
紹介する講師名 紹介理由（資格・経歴等）	
その他	
（所管） 事業活性化委員会 委員長 担当者	